

団体定期保険健康経営割引適用特約(非幹事専用)条項

アクサ生命保険株式会社

団体定期保険健康経営割引適用特約（非幹事専用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、団体定期保険契約の締結または更新の際に締結することにより、団体の健康経営取組状況に応じた保険料率を通じて、団体の健康経営を支援することを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

（特約の保険期間）

第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

（特約の失効）

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第4条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. 主契約の復活の請求があった場合には、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

（団体の健康経営取組状況に応じた保険料率）

第5条 この特約を付加した主契約の保険料率は、団体の健康経営取組状況に応じて、契約日または更新日に当社の定めるところにより計算します。

（特約の解約）

第6条 この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅）

第7条 主契約が消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

（特約の更新）

第8条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

